

熊本県立熊本かがやきの森支援学校いじめ防止基本方針

1 目的

熊本県いじめ防止基本方針を踏まえ、熊本県立熊本かがやきの森支援学校のすべての児童生徒が、いじめのない環境で安心して充実した学校生活を送ることができるようにする。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、校訓「かがやく笑顔、学ぶ感動、つながる喜び、明日への生きがい」を具現化し、すべての児童生徒が、安心して人と関わり、持てる力を伸び伸びと発揮し、成長することのできる教育環境をつくることを目指す。

いじめは理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、どの学校においても、どの子どもにも起こりうるものであること、また状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを念頭に、全職員で組織的に、また家庭や地域及び関係機関と連携して取り組む。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

4 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条及び熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第2条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を常設する。組織の名称は「いじめ防止等対策委員会」とする。

（1）構成員

校長、教頭、主任事務長、主幹教諭、学部主事・主任、生徒指導主事、いじめ防止対策主任、情報集約担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、外部専門家

（2）組織の役割

委員会は、年間3回の定例委員会に加え、いじめ問題事案が発生した場合は、

適宜、委員会を開催する。いじめに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行う。また、「熊本県立熊本かがやきの森支援学校いじめ防止基本方針」が本校の実情に即して有効に機能しているか、いじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかを定期的に検討し、必要に応じて修正を図ったり、改善策を講じたりすることとする。

5 いじめ未然防止のための取組と実施時期

(1) 児童生徒のコミュニケーション力を育み、他者と豊かに関わることを目指した取組

年間を通して、一人一人に応じたコミュニケーションの方法の獲得と様々な友達との関わりによる経験の拡大を図る。

(2) 児童生徒の自己有用感、自己肯定感を味わうことができる取組

年間を通して、一人一人の持てる力を発揮して何かを成し遂げたり、集団の中で自分の役割を果たしたりすることを通して、自己肯定感や自己有用感を味わうことができるようにし、前向きな意欲を育む。

(3) 児童生徒が互いに理解を深め、尊重する取組

児童生徒が互いに理解を深め、尊重する人間関係を育むことができるよう、学校生活全体を通して職員が媒介となり、よりよい関わり合いを支援する。

(4) 職員の明るく思いやりのある言動

職員が常に率先して明るく思いやりのある言葉掛けをするなど、学校における言語環境を整備し、温かい学校の雰囲気づくりに努める。

6 いじめの早期発見の取組と実施時期

(1) いじめの早期発見

毎日、職員による児童生徒の様子観察や保護者及び施設職員等との情報交換を丁寧に行い、心身共に、些細な変化を見逃さない。気になる事案はすべて「情報収集担当者」へ直ちに報告する。

(2) いじめには当たらないが、指導を要する事案への対応

心理的物理的な影響を与える行為があつて、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じるに至らないような場合も、いじめに類するものとして適切に対応する。

(3) 関係機関との連携

児童生徒は、教育・福祉・医療等、様々な関係機関とつながっており、いじめやそれに類する行為があつた場合は、必要に応じてそれらの機関と連携

して対処する。

(4) アンケートの実施

児童生徒を対象に11月に「心のアンケート」を実施し、児童生徒の思いに寄り添うことで、安心して楽しく学校生活が送れるようにする。また、アンケートによりいじめの実態等を把握し、迅速・適切な対応を行う。

7 いじめに対する措置

いじめが起きた場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心として、全職員で協力し、迅速な対応に当たる。家庭や児童生徒等が入所している施設や専門機関等、外部との連携も図りながら組織的に動き、加害者や被害者はもちろんのこと、その他の児童生徒等への適切な指導も行うようにする。

8 重大事態への対処

重大事態の発生、または児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった際には、「熊本県いじめ防止基本方針」及び「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」に従い、報告、調査等を行う。